

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月26日
【会社名】	株式会社ソシオネクスト
【英訳名】	Socionext Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長兼CEO 肥塚 雅博
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【電話番号】	045-568-1000
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務 安藤 慎一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【電話番号】	045-568-1000
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務 安藤 慎一
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における当社普通株式の売出し（以下、「海外売出し」という。）に関して、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、2022年9月6日付で臨時報告書を提出しておりますが、2022年9月26日開催の当社取締役会において、当該臨時報告書の添付書類である取締役会議事録中の記載事項のうち未定となっていた売出価格の仮条件等を承認する旨を決議するとともに、国内外の総売出株式数の変更を承認する旨を決議いたしましたので、当該決議に係る議事録並びに海外売出しに係る英文仮目論見書補遺及びその抄訳を提出するとともに、記載事項の一部を訂正するため、同法第24条の5第5項及び同項において準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____ 頁で示しております。

また、別添のとおり、2022年9月26日付の当社取締役会議事録の写し並びに海外売出しに係る英文仮目論見書補遺及びその抄訳を添付書類として提出いたします。

(2) 売出株式数

(訂正前)

3,544,800株 (予定)

(注) 海外売出しと同時に、下記(8)記載の売出人による当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。）が行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は11,816,200株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し8,271,400株、海外売出し3,544,800株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2022年10月3日）に決定される予定であります。また、売出数等は変更となる可能性があります。

(訂正後)

6,404,000株 (予定)

(注) 海外売出しと同時に、下記(8)記載の売出人による当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。）が行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は18,297,300株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し11,893,300株、海外売出し6,404,000株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2022年10月3日）に決定される予定であります。また、売出数等は変更となる可能性があります。

3. その他の事項

(訂正前)

(2) 海外売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、SMBC Nikko Capital Markets Limitedが当社株主である株式会社日本政策投資銀行、富士通株式会社及びパナソニックホールディングス株式会社（以下、「貸株人」と総称する。）から531,700株を上限としてSMBC日興証券株式会社を經由して借り入れる当社普通株式の海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下、「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。上記のオーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しが全く行われない場合があります。

また、海外売出しと同時に、引受人の買取引受による国内売出しが行われる予定であります。かかる引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、SMBC日興証券株式会社が貸株人から1,240,700株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

なお、当社は、上記の引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる国内売出しについて関東財務局長に対して本日付で有価証券届出書を提出しております。

(略)

(訂正後)

(2) 海外売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、SMBC Nikko Capital Markets Limitedが当社株主である株式会社日本政策投資銀行、富士通株式会社及びパナソニックホールディングス株式会社(以下、「貸株人」と総称する。)から960,600株を上限としてSMBC日興証券株式会社を経由して借り入れる当社普通株式の海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(以下、「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。上記のオーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しが全く行われない場合があります。

また、海外売出しと同時に、引受人の買取引受による国内売出しが行われる予定ですが、かかる引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、SMBC日興証券株式会社が貸株人から1,783,900株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下、「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。

なお、当社は、上記の引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる国内売出しについて関東財務局長に対して2022年9月6日付で有価証券届出書を、本日付で有価証券届出書の訂正届出書を、それぞれ提出しております。

(略)

以上